

2021.2

Vol.
16

Disclosure & IR

Disclosure Watch

金商法

- トピックモデルを用いたMD&A情報の分析
- 収益認識に関する会計基準等の早期適用の事例分析
- 訂正四半期報告書の開示事例分析

会計・監査

- 「監査上の主要な検討事項」(KAM) の対応
- DX環境下におけるデジタルオーディットの進展
- 「監査上の主要な検討事項 (KAM)」の分析
- 「税効果会計基準一部改正」で追加された注記事項

会社法・企業法務

- 事業報告における役員報酬開示のあり方
- 事改正会社法・改正会社法施行規則

IR

- ESG情報の開示に関する日本取引所グループの取組みについて
- ESG 投資における Social 要素について
- 実務投資家の求める ESG 情報開示
- ESG の潮流を受けた役員報酬の対応
- ESG 情報開示が抱える概念の混乱と対処の要点
- コーポレートガバナンス改革、今議論すべきことは?
- 地域における ESG・SDGs のために地方銀行が果たすべき役割

取引所

- 市場区分の再編に係る第二次制度改正事項について

コラム

- Disclosure Column

改正会社法・改正会社法施行規則（2021年3月1日施行）

株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所 上席研究員 企業内弁護士 六川 浩明

(前東海大学法科大学院教授)

(東京都立産業技術大学院大学講師)

第1 はじめに

2019年12月4日、会社法の改正案が国会で成立し、同月11日に公布された。その主な目的は、上場会社のコーポレート・ガバナンスを強化することにある。2020年11月27日、会社法の当該改正に伴う、会社法施行規則が公布された。

株主総会資料の電子提供制度の創設（改正会社法325条の2～325条の7）に関する改正規定を除き、2021年3月1日から施行される。

第2 取締役関連（1）…社外取締役

1 設置義務

有価証券報告書提出義務を負う監査役会設置会社（公開会社且つ大会社）は、社外取締役1名の設置義務を負うこととなった（改正会社法327条の2）。

2 期待される役割

株主総会における社外取締役選任議案においては、株主総会招集通知における株主総会参考書類のなかに、当該社外取締役候補者が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要を、記載しなければならない（改正会社法施行規則（以下「改正施行規則」）74条4項3号、同74条の3第4項3号）。

3 業務執行の委託を受けた社外取締役

業務の執行の社外取締役への委託については会社法348条の2が新設された。会社法348条の2第1項及び第2項に基づく業務委託を受けた社外取締役は、業務執行者（施行規則2条3項6号）に該当しないことが明らかにされた（改正施行規則2条3項6号イかっこ書）。

但し、会社法348条の2第1項及び第2項に基づく業務委託を受けた社外取締役が、業務執行取締役の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは（新設された会社法348条の2第3

項但書）、当該業務の執行は「当該株式会社の業務を執行した」（会社法2条15号イ）に該当し、当該社外取締役は業務執行取締役（会社法2条15号イ）に該当することとなる。

第3 取締役関連（2）…取締役の報酬

一 総論

1 非金銭報酬

上場会社の取締役の報酬として、取締役に対するインセンティブを付与する見地から、当該上場会社の株式又は新株予約権を付与する事例が増加している。しかし、会社法361条1項3号においては、取締役の「非金銭報酬」について、株主総会で「その具体的な内容」を定めるとしか規定されておらず、不明確であった。そこで、改正会社法は「非金銭報酬」について361条1項3号～5号を新設している。

2 業績運動報酬

加えて、業績運動報酬に関する規定を新設している。

3 個人別の報酬等の内容の決定方針

上場会社の株主総会決議において、取締役の金銭報酬又は非金銭報酬の内容が具体的に定められない場合には、上場会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しなければならない。

二 取締役の報酬（1）…非金銭報酬としての募集株式

1 株主総会決議事項

当該株式会社の募集株式を、取締役の報酬等として付与する場合、株主総会で次の各事項を定めるものとする（改正会社法361条1項3号、改正施行規則98条の2）。

- (1) 当該募集株式の数の上限
- (2) 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
- (3) 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを取締役に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
- (4) 前二号に掲げる事項のほか、取締役に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

2 取締役報酬としての、払込不要の株式

上場会社は、取締役の報酬として、株式の発行又は自己株式の処分をするときは、募集株式と引き換えにする金銭の払込又は現物出資財産の給付を要しない（改正会社法202条の2）。

株主総会において報酬枠設定及び授権決議を経た後、取締役会において、取締役を募集株式引受人とし、払込不要の旨及び割当日を決議することとなる。

3 事業報告での開示

当該事業年度中に当該株式会社の会社役員に対して当該株式会社が交付した当該株式会社の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換える払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社の株式を交付したときにおける当該株式を含む）があるときは、次に掲げる者の区分ごとの株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）及び株式の交付を受けた者的人数（改正施行規則122条2号）を開示する。

- イ 当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外役員を除き、執行役を含む）
- ロ 当該株式会社の社外取締役（監査等委員である取締役を除き、社外役員に限る）
- ハ 当該株式会社の監査等委員である取締役
- ニ 当該株式会社の取締役（執行役を含む）以外の会社役員

4 改正会社計算規則（以下「改正計算規則」）

取締役報酬としての払込不要の株式について、資本金又は準備金として計上すべき額については、改正会社計算規則において定められる（改正会社法445条6項）。

即ち、株式引受権（取締役がその職務の執行として株式会社に対して提供した役務の対価として当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利（新株予約権を除く））という定義が新設され（改正計算規則2条3項34号）、株主資本の変動額（同42条の2、42条の3、54条の2）、株式引受権を計上する場合の貸借対照表の純資産の部における表示、株主資本等変動計算書における区分（同76条、96条）、株主資本等変動計算書に関する注記（同105条）が新設されている。

三 取締役の報酬（2）…非金銭報酬としての募集新株予約権

1 株主総会決議事項

当該株式会社の募集新株予約権を、取締役の報酬等として付与する場合、株主総会で次の各事項を定めるものとする（改正会社法361条1項4号、改正施行規則98条の3）。

- (1) 当該募集新株予約権の数の上限
- (2) 会社法236条1項1号から4号までに掲げる事項（行使価額ゼロ円の新株予約権の場合には、同条1項1号、3号及び4号に掲げる事項並びに同条3項各号に掲げる事項）
- (3) 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要
- (4) 前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要
- (5) 会社法236条1項6号に掲げる事項
- (6) 会社法236条1項7号に掲げる事項の内容の概要
- (7) 取締役に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要（取締役の報酬等のうち株式等と引換える払込みに充てるための金銭について定めるべき事項）

2 取締役報酬としての、行使価額ゼロ円の新株予約権

上場会社は、取締役の報酬として新株予約権を発行するときは、当該新株予約権の行使に際して金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない（改正会社法236条3項）。

3 事業報告での開示

当該事業年度の末日において当該株式会社の会社役員が当該株式会社の新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社の新株予約権を交付したときにおける当該新株予約権を含む）を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者的人数（改正施行規則123条1号）

- イ 当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外役員を除き、執行役を含む）
- ロ 当該株式会社の社外取締役（監査等委員である取締役を除き、社外役員に限る）
- ハ 当該株式会社の監査等委員である取締役
- ニ 当該株式会社の取締役（執行役を含む）以外の会社役員

四 取締役の報酬（3）…取締役の報酬を金銭としつつ、報酬支払請求権を現物出資させて、株式を付与する場合

1 株主総会決議事項

この場合には、株主総会で次の各事項を定めるものとする（改正会社法361条1項5号イ、改正施行規則98条の4第1項）。

- (1) 取締役が引き受ける募集株式の数の上限
- (2) 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
- (3) 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを取締役に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要

- (4) 前二号に掲げる事項のほか、取締役に対して当該募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は取締役に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

2 事業報告での開示

上記「二 取締役の報酬（1）…非金銭報酬としての募集株式」において述べた内容と同様である（改正施行規則122条2号）。

五 取締役の報酬（4）…取締役の報酬を金銭としつつ、報酬支払請求権と相殺して、募集新株予約権を付与する場合

1 株主総会決議事項

この場合には、株主総会で次の各事項を定めるものとする（改正会社法361条1項5号ロ、改正施行規則98条の4第2項）。

- (1) 取締役が引き受ける募集新株予約権の数の上限
- (2) 会社法236条1項1号から4号までに掲げる事項（行使価額ゼロ円の新株予約権の場合には、同条1項1号、3号及び4号に掲げる事項並びに同条3項各号に掲げる事項）
- (3) 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要
- (4) 前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要
- (5) 会社法236条1項6号に掲げる事項
- (6) 会社法236条1項7号に掲げる事項の内容の概要
- (7) 取締役に対して当該募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は取締役に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

2 事業報告での開示

上記「三 取締役の報酬（2）…非金銭報酬としての募集新株予約権」において述べた内容と同様である（改正施行規則123条1号）。

- 六 取締役の報酬 (5)…個人別の報酬等の決定方針
- 1 上場会社の株主総会決議において、取締役の金銭報酬又は非金銭報酬の内容が具体的に定められない場合には、上場会社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として、次の諸事項を決定しなければならない(改正会社法361条7項、改正施行規則98条の5)。
 - (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等(次号に規定する業績連動報酬等及び3号に規定する非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。)の額又はその算定方法の決定に関する方針
 - (2) 取締役の個人別の報酬等のうち、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の当該株式会社又はその関係会社の業績を示す指標(「業績指標」)を基礎としてその額又は数が算定される報酬等(「業績連動報酬等」)がある場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針
 - (3) 取締役の個人別の報酬等のうち、金銭でないもの(募集株式又は募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を取締役の報酬等とする場合における当該募集株式又は募集新株予約権を含む。以下「非金銭報酬等」という)がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針
 - (4) 第1号の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針(注7)
 - (5) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
 - (6) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとすることは、次に掲げる事項

- イ 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当
 - ロ イの者に委任する権限の内容
 - ハ イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容
 - (7) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法(前号に掲げる事項を除く)
 - (8) 前各号に掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項
- 2 上記(2)における業績指標としては、例えば、株価、損益計算書上の数値(売上高、営業利益、経常利益、当期純利益等)、自己資本利益率(ROE)等の財務指標等を用いることが考えられる(注1)。
 - 3 上記(7)には、代表取締役への一任、任意の報酬委員会を設置すること等が考えられる(注2)。
 - 4 取締役の個人別の報酬等の決定方針(会社法361条7項)を、特定の取締役のみによって決定されるべきものではなく、取締役会の決議によって決定されるべきである。もっとも、任意の報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等の決定方針に係る検討及び素案の作成等をし、その結果を取締役会に報告し、それを踏まえ、取締役会が取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定するという工夫をすることは否定されない(注3)。
- 七 取締役の報酬 (6)…事業報告の「会社役員に関する事項」における報酬開示
- 1 種類ごとの開示

会社役員ごとの役員報酬総額について、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額、それら以外の報酬等の総額に、区分して開示することとなる(改正施行規則121条4号)。
 - 2 業績連動報酬等

会社役員の報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等である場合には、次の各事項(改正施行規則121条5号の2)
- イ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由

- ロ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法
- ハ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いたイの業績指標に関する実績
- 3 非金銭報酬等
会社役員の報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等である場合には、当該非金銭報酬等の内容（改正施行規則121条5号の3）
- 4 株主総会決議
会社役員の報酬等についての株主総会の決議に関する次の各事項（改正施行規則121条5号の4）
 - イ 当該株主総会の決議の日
 - ロ 当該定めの内容の概要
 - ハ 当該定めに係る会社役員の員数
- 5 個人別の決定方針
個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（会社法361条7項）を定めているときは、次の各事項（改正施行規則121条6号）
 - イ 当該方針の決定の方法
 - ロ 当該方針の内容の概要
 - ハ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあっては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあっては、報酬委員会）が判断した理由
- 6 前号以外の決定方針
会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（前号の方針を除く）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要（改正施行規則121条6号の2）
- 7 報酬等の決定の委任
株式会社が当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次の各事項（改正施行規則121条6号の3）
 - イ 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当

- ロ イの者に委任された権限の内容
- ハ イの者にロの権限を委任した理由
- ニ イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容

第4 取締役関連（3）…補償契約

1 定義

役員等が、（1）その職務の執行に関し、法令違反の疑があり、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用（防衛費用。改正会社法430条の2第1項1号）、（2）その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における損失（賠償金又は和解金。改正会社法430条の2第1項2号）について、一定の範囲で会社が当該役員等に対して補償することを約する契約をいう（改正会社法430条の2）。

2 取締役会決議事項

役員等と株式会社間の利益相反性が認められることから、取締役会決議が必要である（改正会社法430条の2）。

3 制限

（1）防衛費用のうち通常要する費用の額を超える部分、（2）会社が第三者に対して損害を賠償する場合において当該役員が会社に対して任務懈怠責任（会社法423条1項）を負う額、（3）役員が職務を行うにつき悪意又は重過失であったことにより第三者に対して損害賠償責任を負う場合における賠償金及び和解金については、会社は補償することができない（改正会社法430条の2第2項1号～3号）。

4 株主総会招集通知における役員選任議案における記載

候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要を、記載しなければならない（改正施行規則74条1項5号、74条の3第1項7号、75条5項、76条1項7号、77条6項）。

5 事業報告での開示

役員と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を、「会社役員に関する事項」として、事業報告の内容に含め

なければならない（改正施行規則121条3号の2～3号の4）。

- (1) 会社役員と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項
 - イ 当該会社役員の氏名
 - ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む）
- (2) 当該株式会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法430条の2第1項1号に掲げる費用を補償した場合において、当該株式会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
- (3) 当該株式会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法430条の2第1項2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

第5 取締役関連（4）…役員等賠償責任保険契約

一 役員等賠償責任保険契約

1 定義

役員等が、その職務の執行に関し、損害賠償請求（例えば、株主代表訴訟）等を受け生ずることのある損害を、保険会社が補填し、役員等を被保険者とする場合に、その保険契約を、役員等賠償責任保険契約という（改正会社法430条の3）。但し、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがない保険契約は、役員等賠償責任保険契約に該当しない（改正会社法430条の3第1項かっこ書）。

2 取締役会決議事項

役員等と株式会社間の利益相反性が認められることから、取締役会決議が必要である（改正会社法430条の3）。

3 株主総会招集通知における役員選任議案における記載

候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要を、記載

しなければならない（改正施行規則74条1項6号、74条の3第1項8号、75条6項、76条1項8号、77条7項）。

4 事業報告での開示

上場会社は、「株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項」として、次の事項を、事業報告の内容に含めなければならない（改正施行規則119条2の2、121条の2）。

- (1) 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲
- (2) 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該株式会社の役員等に限る）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む）

二 役員等賠償責任保険契約に該当しない保険契約

保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがない保険契約は、役員等賠償責任保険契約に該当しないが（改正会社法430条の3第1項かっこ書）、その内容は次のとおりである（改正施行規則115条の2）。

- (1) 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する株式会社を含む保険契約であって、当該株式会社がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該株式会社に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの。

生産物賠償責任保険（PL保険）、企業総合賠償責任保険（CGL保険）、使用者賠償責任保険、個人情報漏洩保険等が、これに該当する。これらの保険契約は、いわゆるD&O保険のような役員等自身の責任に起因する損害を填補することを主たる目的とする保険とは、異なる性質を有しているからである（注4）。

(2) 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害を除く）を保険者が填補することを目的として締結されるもの。

自動車賠償責任保険、任意の自動車保険、海外旅行保険等が、これに該当する。これらの保険契約は、通常、役員等としての職務上の義務違反や職務懈怠以外の行為等によって第三者に損害を生じさせ、当該第三者に対して損害賠償責任を負うことによって役員等に損害が生ずるような場合を想定して加入する保険ということができ、これらの保険によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれは大きくないと考えられるからである（注5）。

第6 上場子会社における開示

一 役員選任議案

1 会社法（5年から10年へ）

上場子会社における少数株主保護の必要性が指摘されていることから、上場子会社の取締役と、親会社との関係についての情報開示を充実させる必要がある。そこで、役員選任議案における地位及び担当の記載範囲を、過去5年間から過去10年間に拡大する（改正施行規則74条3項3号、同74条の3第3項3号、同76条3項3号）。

2 経済産業省

経済産業省「グループガバナンスシステムに関する実務指針」（令和元年6月28日）129頁によれば、上場子会社における独立社外取締役については、一般株主の利益保護という重要な役割を果たし、一般株主や資本市場からの十分な信頼が得られる必要があるため、少なくとも10年以内に親会社で業務執行を行っていた者は、独立社外取締役としては選任しないことすべきであるとしている。

3 東京証券取引所

東京証券取引所は、上場会社に対し、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反

が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役）を1名以上確保することを義務づけている（東証有価証券上場規程436条の2）。

類型的な一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合は、東証「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5「(3) の2」において定められているところ、令和2年2月7日より、東証「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5「(3) の2」に、新たに「cの2」が加わり、役員就任前の10年以内のいずれかの時において、親会社又は兄弟会社の業務執行者等でないことが、独立性の要件であると定められている。

二 事業報告

事業報告における「株式会社の現況に関する事項」として、親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を開示することとなる（改正施行規則120条7号）。

第7 組織再編（株式交付制度）

- 「株式交付」とは、他の国内株式会社を子会社化するため、対象会社（株式交付子会社）の株式を譲り受け、その譲渡人に対し、対価として、自社（株式交付親会社）の株式を交付する手続である（改正会社法2条32号の2）。
- 既存の株式交換が、完全親子会社関係を創設する制度であるのに対し、株式交付制度は、いわばミニ株式交換であって、対象会社の50%以上の株式を取得して、50%以上の支配関係による親子会社関係を創設するための制度である。

3 株式交付親会社の手続

- 譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限、交付する株式交付親会社の株式の数又はその算定方法、効力発生日などを定めた「株式交付計画」を作成する（改正会社法774条の2、3）。
- 株式交付親会社は、株式交付計画について株主総会の特別決議による承認が必要である（改正会社法816条の3）。但し、株主総会決議を要しない簡易手続も定められている（改正会社法816条の4）。

- (3) 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込をしようとする者（株式交付子会社の株主）に対し、株式交付計画の内容等を通知する（改正会社法774条の4）。
- (4) 株式交付親会社の株主・債権者保護のため、株式交付計画の内容の備置・閲覧等（改正会社法816条の2）、反対株主の株式買取請求（改正会社法816条の6）、債権者異議手続（改正会社法816条の8）等が設けられている。

4 株式交付子会社の手続

株式交付制度は、株式交付子会社の各株主と株式交付親会社との間の、株式の個別的有償譲渡契約にすぎず、株式交付子会社の各株主が自らの保有する株式を株式交付親会社に譲渡するか否かは、株式交付子会社の各株主の個別的判断に委ねられる事項である。

したがって、株式交付子会社の株主総会での承認手続は予定されていない。

5 効力発生

効力発生日に、申込をした株式交付子会社株主は、割り当てられた株式交付親会社株式の株主となり、株式交付親会社は、株式交付子会社株式の給付を受け、これを取得する（改正会社法774条の11）。

6 改正施行規則

改正施行規則に新たに「株式交付子会社」という規定が設けられた。即ち、株式交付により他の株式会社を子会社化しようとする場合における子会社の範囲の規定が追加され、自社及びその子会社と合わせて議決権の過半数を保有することにより子会社化しようとする場合に、株式交付が可能となることが定められた（改正会社法2条32条の2、改正施行規則4条の2）。

株主総会における株式交付計画承認議案に記載すべき事項（改正施行規則91条の2）、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みに関する規定（改正施行規則179条の2～179条の3）、株式交付親会社の手続に関する諸規定（改正施行規則213条の2～213条の10）等が、新設されている。

7 改正計算規則

株式交付における株主資本等変動額（改正計算規則39条の2）、株式に係る特別勘定としての負債計上（同12条）、株式交付が無効とされた場

合等における資本金の額の増減（同25条2項3号5号）等が新設されている

第8 株主提案権の制限

1 株主提案権

株主は、いわゆる株主提案権として、(1) 株主総会での議題を、事前に提案することができる権利（議題提案権、会社法303条）、(2) 株主総会の議場において、議題に関する修正動議を提案することができる権利（会社法304条）、(3) 当該株主が提案する議案の要領を、他の株主に通知することを請求することができる権利（議案要領通知請求権、会社法305条1項）の3つを有している。

2 議案要領通知請求権に関する改正（数による制限）

改正会社法は、3つの株主提案権のうちの議案要領通知請求権について、その濫用に対応すべく、株主が議案要領通知請求権に基づき提案することができる議案数を10個までとしている（改正会社法305条4項）。一定の議案については、議案の個数の数え方を定めている（改正会社法305条4項各号）。

3 目的による制限法案の削除

改正会社法の法案には、「専ら人の名譽を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行う場合」や「株主提案により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合」には、会社は株主提案を拒絶できる、とされていた。しかしながら、国会での審議により、会社による恣意的な拒絶に対する懸念が表明されたため、株主提案に対する、目的による拒絶事由は、定められないこととなった。

第9 社債管理補助者制度の新設

一 改正会社法

1 社債権者保護の観点から、会社が社債を発行する際には、原則として、社債管理者の設置が義務づけられている。但し、例外として、各社債の金額（額面）が1億円以上の場合等には、社債管理者の設置義務が免除されている（会社法702条但書）。その結果、実際には、社債管理者

を設置していない社債（社債管理者不設置債）の発行が多数を占めている。

2 改正会社法は、社債管理者不設置債を対象に、新たな社債管理補助者制度を設けている（改正会社法714条の2～714条の10）。すなわち、会社は、社債管理者不設置債について、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を委託することができる（採用は発行会社の任意である）（改正会社法714条の2）。

3 社債管理補助者は、次の権限を有する（改正会社法714条の4、717条）。

- (1) 社債権者のために破産手続等に参加（債権の届出）等をする権限
 - (2) 委託契約に定める範囲内において、社債に係る債権の弁済の受領等の権限
 - (3) 社債権者の請求等により社債権者集会を招集する権限
- 4 社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しない（改正会社法714条の7、会社法708条）。

二 改正施行規則

社債管理補助者として、弁護士及び弁護士法人が、定められている（改正施行規則171条の2）。

第10 ウェブ開示の拡大措置

2020年5月15日に新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた特例措置として時限的にウェブ開示の対象事項の範囲が、事業報告に表示すべき事項の一部並びに貸借対照表及び損益計算書に表示すべき事項に拡大されていた（2020年11月16日に失効）。

2021年1月6日現在、このウェブ開示の拡大措置を延長することが提案されており（会社法施行規則案133条の2、会社計算規則案133条の2）、これが公布されると、2021年3月1日に施行され、2021年9月30日に失効する予定である（注6）。

第11 株主総会資料の電子提供制度の創設

1 会社法

株主総会資料の電子提供制度が創設された（改正会社法325条の2～325条の7）。

2 改正施行規則

電子提供措置をとる方法に関する規定（改正施行規則95条の2）、電子提供措置をとる場合における株主総会招集通知の記載事項に関する規定（同95条の3）、書面交付請求をした株主に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）に記載することを要しない事項に関する規定（同95条の4）等が設けられた。

3 改正計算規則

連結計算書類に係る監査報告又は会計監査報告に記載され、又は記録された事項に係る情報についての電子提供措置に関する規定が新設されている（改正計算規則134条3項）。

4 施行日

これらは、2021年3月1日には施行されない。

（注1）竹林俊憲『一問一答 令和元年 改正会社法』（商事法務、2020年9月）76頁

（注2）前掲（注1）76頁

（注3）前掲（注1）82頁

（注4）渡辺諭他「会社法施行規則等の一部を改正する省令の解説Ⅰ」（旬刊商事法務2250号（2020年12月25日））7頁

（注5）前掲（注4）8頁

（注6）e-GOV パブリックコメント「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集（案の公示日2020年12月4日、受付締切日2021年1月6日）

（注7）決定しなければならぬのは、割合自体ではなく、割合の決定に関する方針であり、当該方針としてどの程度具体的に割合を定めるかは、報酬等の決定方針を定める取締役会において判断されることとなる。渡辺諭他「会社法施行規則等の一部を改正する省令の解説Ⅱ」（旬刊商事法務2251号（2021年1月5日号））122頁